

審査基準及び標準処理期間

令和4年5月13日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第108条の32の2第1項
処分の概要	運転免許取得者等教育の認定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分） 第2条（運転免許取得者等教育指導員） 第3条（設備） 第4条（課程の基準） 第5条（認定の申請）</p>
審査基準	別紙1及び別紙2のとおり。
標準処理期間	40日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部運転免許課 教習所第一係
問い合わせ先	交通部運転免許課 教習所第一係（電話 06-6908-9121 内線231）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。